

令和5年度第1回福岡市職員公務員倫理審査会 議事録要旨

1 開催日時

令和5年9月1日（金） 14時00分から15時00分まで

2 場所

福岡市役所 会議室

3 出席委員（5人）

石堂委員

櫛田委員

眞鍋委員

森山委員

山本委員

4 事務局

総務企画局人事部人事課

5 議事内容

[議題]

（1）会長の選出及び職務代理者の指名

（2）贈与等報告書の審査について

（3）所得等報告書の審査について

（4）条例の運用状況の公表について

（5）利害関係者との飲食の指定及び届出の審査について

[報告]

（1）令和4年度 職員の懲戒処分について

令和5年度第1回福岡市職員公務員倫理審査会

(令和5年9月1日開催)

議事録

議題

(1) 会長の選出及び職務代理者の指名

(2) 贈与等報告書の審査について(事務局から説明)

○委員

会議等が開催されている時間帯は。

○事務局

(時間帯について説明)

○委員

日曜日に開催された懇親会については、休日出勤として取り扱われているのか。

○事務局

懇親会、特に酒類が提供されるものについては職務扱いとしていないため、休日出勤としては取り扱っていない。

○委員

自主参加という扱いになるのか。

○事務局

そのとおりである。

○委員

市と団体との関係性から立场上参加しないのは難しいということもあるだろう。以前審査会で話題になった際は、今後検討していきたいということであったが、基準やルールは現在検討されているか。

○事務局

現時点では、酒類が提供される場への出席は公務とは認めがたいという取り扱いに変更はない。今後市民感情が変化すれば、市としてもそれにあわせて検討するものかと考えている。

○委員

酒類が提供されていなければ公務となるのか。

○事務局

内容による。例えば、休日でも業務的な要素が強いものであれば公務扱いになるが、懇親会で交流の場のみということであれば、通常勤務における業務と位置づけるのは難しく、現時点では公務外の扱いである。

○委員

こういった懇親会には情報収集の要素があり、立場上出席しない訳にはいかない場合もあると考えられる。会の趣旨の公務性について、引き続き検討いただきたい。

○委員

人数の基準はあるのか。

○事務局

10名以上であることを一つの目安にしている。

○委員

国家公務員は、立食ならよいが着席ではまずいと聞いたことがある。

○事務局

立食か、着席かという基準は福岡市では設けていない。公開性、職務との関連性、市民の疑惑を招かないかどうかといった観点から個別具体的に検討する必要があると考える。

○委員

今後、贈与等報告書には曜日や開催時刻をあらかじめ記載してほしい。

○事務局

報告の仕方については改善を図りたい。

○委員

贈与等報告書の提出により、どのような関係性の中で贈与が行われたのか明確になっている点は評価できる。他に意見がなければ、本件については特に指摘すべき事項はないという結論でよいか。

○委員一同

異議なし。

(3) 所得等報告書の審査について(事務局から説明)

○委員

特に意見がなければ、本件については特に指摘すべき事項はないという結論でよいか。

○委員一同

異議なし。

(4) 条例の運用状況の公表について(事務局から説明)

○委員

内容を知らないと、「利害関係者」という言葉はむしろ市民の疑惑を招くように感じた。

○事務局

条例に使われている用語であるので、そのまま記載している。おかしいのではないかという問い合わせは特に受けていないが、市民の方へ説明の機会があれば、気を付けていきたい。

○委員

他に意見がなければ、本件については特に指摘すべき事項はないという結論でよいか。

○委員一同

異議なし。

(5) 利害関係者との飲食の指定及び届出の審査について（事務局から説明）

○委員

議題資料に掲載されていないが、参加しては駄目だとなったものはあるのか。

○事務局

指定依頼について、昨年度却下となったものはない。

○事務局

指定依頼があったものは、大規模な懇親会や賀詞交歓会など、大人数のものであり、小規模で、特定の企業から接待を受けるようなものではなかったため、全て指定している。届出については、人事課で可否を判断するものではないので届出の件数が全てである。

○委員

そもそも出席すべきでないものには最初から出席しないという意識、倫理観が職員にあるという認識でよいか。

○事務局

研修を繰り返し実施しており、そもそも行ってはいけないものには行かない、業務上必要があるものには必要な手続きをとって出席するという事は理解していると思う。

○委員

届出は飲食の後に事後的に行うものなのか。

○事務局

やむを得ない事情で事後になってしまうことはあるが、原則事前の指定・届出である。

○委員

事前だと5千円を超えるかどうかわからないのではないか。

○事務局

指定依頼があったときに、いくらの飲食物の提供を受ける予定なのか聞いたうえで、必要に応じて、贈与等報告書の提出について周知している。自己の費用

を負担する場合も、行ってみないと負担する金額がわからないということもあるため、事後に金額について連絡をもらうことがある。

○委員

事後的にはいくらであったかわかるということか。5千円のつもりだったが3万円だったということもあるのか。

○事務局

だいたいどのくらいと言われて参加しており、大きく乖離することはあまりないと思う。贈与等報告書の提出については別途通知をしているため、そのタイミングで正確な金額、5千円を超えるかということについてはわかる。

○委員

異常な金額であったという事例はこれまではないということによいか。

○事務局

そのとおりである。

○委員

博多区において、自治協議会と2月、3月に続けて懇親会を行っているのはなぜか。

○事務局

2月は自治協議会の役員会の懇親会、3月は自治協議会の会長との懇親会であり、参加者が異なる。

○委員

この件数は多いのか。

○事務局

令和2年以降は新型コロナウイルスの影響があり懇親会は少なかったが、令和4年度は多く開催されるようになった。

○委員

コロナ前はもっと多かったのか。

○事務局

令和元年度は届出9件、令和2年度は14件、令和3年度は12件となっている。件数から新型コロナウイルス前後で急激に減っているということは見えないが、自己の費用を負担する場合の届出の要件について、令和元年度までは夜間で一定金額以上のものを対象としていたが、令和2年度以降は時間帯や金額に関わらず届出が必要としており、届出の要件を変更しているため、新型コロナウイルスの影響についての単純な比較は難しいが、令和4年度は77件となっており増加している。

○委員

他に意見がなければ、本件については特に指摘すべき事項はないという結論でよいか。

○委員一同

異議なし。

報告

(1) 職員の懲戒処分について（事務局から説明）

○委員

教育委員会は相変わらず処分件数が多い。

○事務局

懲戒免職の件数について、平成30年度は3名、令和元年度、令和2年度は0名、令和3年度は1名であったが、令和4年度は6名であった。

○委員

新型コロナウイルスが落ち着いたことは関係があるのか。

○事務局

社会活動が活発化したことは一因であると考えられる。公務外の非違行為についてどう取り組んでいくかは教育委員会としても重い課題ととらえている。

○委員

研修はどのようなものを行っているのか。

○事務局

コンプライアンスに関する研修については、教職員の研修を所管する研修センターにおける経験年数の区切りに基づく研修、教頭や校長などになるタイミングでの研修、各学校における年5回程度の10分間研修を行っている。また、新型コロナウイルスの影響で中断していたが、サービス指導の担当職員が全学校に出向き訪問研修を行っている。夏季休業期間中に全学校で行う1時間半程度の不祥事防止研修については、事前にサービス指導の担当職員から各学校の教頭にオンラインで研修を行っている。懲戒処分を行ったときに、その事案をもとに各学校での特別指導も実施している。

○委員

研修を行ったことで減るものでもなく、どうやって防止するかは社会全体の課題でもある。

○委員

事案をみると酒とわいせつに関するものである。全国的にも教員の長時間労働が問題になっており、就業環境が要因の一つではないかと思う。

○事務局

教員の負担が重いことは各報道等でも言われており、国においても働き方改革に向けた取り組みが強く求められているところである。教育委員会においても、教員をサポートするスタッフを増員しており、部活動指導員等も教員の負担を軽減する取り組みの一つである。具体的な取り組みを進めるなかで教員の負担軽減を図るとともに、非違行為に対しては厳正に対応することで不祥事防止を図っていきたいと考えている。

○委員

県弁護士会では、現場の先生からの相談を直接受け付けるスクールロイヤーという取り組みを行っている。

○事務局

令和5年度から教育委員会にスクールロイヤーの課長がおり、相談に対応している。

○委員

引き続き適切に対応いただきたい。